

1 監査の種類

定期監査

2 監査実施期間

平成 19 年 4 月 27 日から平成 19 年 5 月 29 日まで

3 措置を講じた部課

環境部（環境整備課）

4 措置通知年月日

平成 19 年 7 月 10 日

5 措置を講じた内容

(1) 指摘事項

清掃業務に従事する職員の特殊勤務手当は、支給対象業務に従事した日 1 日につき 350 円（1 月から 3 月まで、6 月から 9 月まで及び 12 月は 500 円）また、その勤務に従事した時間が 1 日について 4 時間に満たない場合は 100 分の 60 に相当する額とすべきところを、条例等に規定の額を支給していないものがあった。

(2) 措置内容

規定の額を超えた支給については過去 5 年間（274 件 98,230 円）規定の額に満たない支給については過去 2 年間（11 件 5,000 円）に遡及して平成 19 年 6 月 21 日付で清算を済ませた。

特殊勤務手当の請求事務から錯誤を無くするため、特殊勤務手当の支給要件を再度全員に周知徹底した上で、特殊勤務整理簿は日々記帳し、週末・月末毎に担当長が確認した上で特殊勤務実績簿を作成する。さらに人事課へ提出前には再度従事者と担当長で互いに確認の上、課長承認を得て提出することとした。